

岐阜県公報

号外(六) 令和六年四月一日

企業管理規程

岐阜県公営企業公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業公印規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業公印規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「は、」の下に「文書管理システム(岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)第二条第十二号に規定する文書管理システムをいう。次項において同じ。)を利用する回議にあつては押印する文書を添えて当該システムにより、紙による回議にあつては」を加え、同条第一項中「ときは、」の下に「文書管理システムを利用する回議にあつては当該システムに公印押印の承認の登録を、紙による回議にあつては」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定に

令和六年四月一日

目次

企業管理規程

岐阜県公営企業公印規程の一部を改正する規程

(水道企業課)

一

告示

指定納付受託者の指定

(デジタル戦略推進課)

一

道路の区域変更

(道路維持課)

二

訓令

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

二

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(同)

三

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

四

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる(ときは翌日)

より指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目一番一号	令和六年四月一日	岐阜県オンライン申請システムの種類手続における申請手数料等	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

岐阜県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
大野垣線		安八郡神戸町大字新屋敷字流六一三番三地从先から同郡同町大字同字同五九三番一地从先まで	前A	三〇・二	二〇・七	A及びBに係る図面に示す敷地の区分をい
			前B	一四・〇	一六・五	
			後B	一四・〇 一五・八	一六・五	

安八郡神戸町大字新屋敷字流五九一番一地从先から同郡同町大字同字同四二七番一地从先まで		
後D	前D	C
三〇・六 一四・六	三〇・〇 一七・〇	三〇・五 三三・五
二五・九	二五・九	三四・八

訓令 甲

岐阜県訓令甲第六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令

岐阜県公印規程（昭和三十九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ルを次のように改める。

ル 現地機関等（岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）第四章に規定する現地機関及び同規則第三十九条第一項に規定する保健所に置かれる事務所をいう。以下同じ。）の長の印

第四条中「岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）第二条第二号に規定する地方機関（知事部局の地方機関に限る。以下同じ。）の長印」を「現地機関等の長の印」に改める。

第七条第一項中「は、」の下に「文書管理システム（公文書規程第二条第十二号に規定する文書管理システムをいう。第三項において同じ。）を利用する回議にあつては押

印する文書を添えて当該システムにより、紙による回議にあつては」を加え、同条第三項中「ときは、」の下に「文書管理システムを利用して回議にあつては当該システムに公印押印の承認の登録を、紙による回議にあつては」を加え、「を押さなければ」を「の押印をしなければ」に改める。

第八条第一号中「地方機関の長印」を「現地機関等の長の印」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「起案」の下に「、回議、決裁」を加える。

第十四条の三（見出しを含む。）中「電子メール」を「電子文書」に改める。

第十四条の六第一項を次のように改める。

文書の供覧は、文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用により難しい場合は、当該文書の余白に「供覧」の文字を記載し、又は供覧用紙（別記第八号様式の二）を用いて行うものとする。

第十四条の六第四項中「供覧文書を」の下に「文書管理システムを利用しないで」を加える。

第十四条の七中「受けた文書」の下に「（紙の文書に限る。）」を加える。

第十五条第一項第五号に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システムを利用して訂正する場合は、この限りでない。

第二十条第二項中「署名し、又は認印を押さなければ」を「署名等（署名又は認印の

押印（文書管理システムにおいて行う押印に相当する処理を含む。）をいう。以下同じ。）をしなければ」に改め、同条第五項中「文書」の下に「（紙の文書に限る。）」を加え、同条第八項中「には、」の下に「文書管理システムを利用して回議を行う場合にあつては承認の登録を行うときにその旨を表示し、紙による回議を行う場合にあつては」を加え、「署名し、又は認印を押さなければ」を「署名しなければ」に改める。

第二十六条中「署名し、又は認印を押さなければ」を「署名等をしなければ」に改める。

第三十六条の二第一項中「電子メール」を「電子文書」に、「これを紙に出力したものを完結文書とみなして、前条の規定を適用する」を「文書管理システムに登録し、整理及び保管をしなければならぬ」に改め、同条第二項を削る。

第四十二条第三項に後段として次のように加える。

この場合においては、文書管理システムに廃棄の登録をしなければならぬ。

第四十三条の四（見出しを含む。）中「電子メール」を「電子文書」に改める。

第四十七条の三第一項を次のように改める。

文書の供覧は、文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用により難しい場合は、当該文書の余白に「供覧」の文字を記載し、又は供覧用紙（別記第八号様式の二）を用いて行うものとする。

第四十七条の三第四項中「供覧文書を」の下に「文書管理システムを利用しないで」を加える。

第四十七条の四中「受けた文書」の下に「（紙の文書に限る。）」を加える。

第四十八条第一項第五号に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システムを利用して訂正する場合は、この限りでない。

第五十三条第二項中「署名し、又は認印を押さなければ」を「署名等をしなければ」に改め、同条第五項中「文書」の下に「（紙の文書に限る。）」を加え、同条第八項中「には、」の下に「文書管理システムを利用して回議を行う場合にあつては承認の登録を行うときにその旨を表示し、紙による回議を行う場合にあつては」を加え、「署名し、又は認印を押さなければ」を「署名しなければ」に改める。

第五十八条中「署名し、又は認印を押さなければ」を「署名等をしなければ」に改める。

第六十三条ただし書中「電子メールに限る。」を削る。

第六十九条の二第一項中「電子メール」を「電子文書」に、「これを紙に出力したも

のを完結文書とみなして、前条の規定を適用する」を「文書管理システムに登録し、整理及び保管をしなければならない」に改め、同条第二項を削る。

第七十四条第二項中「これを廃棄しなければならない」を「廃棄の決定をすることができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、文書管理システムに廃棄の登録をしなければならない。

別表第一感染症対策調整課の項を削り、同表里川振興課の項中「里川振興課」を「里川・水産振興課」に改め、同表女性相談センターの項中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第三特殊健康診断の部に次のように加える。

著しい騒音を発する場所における業務従事者	一 既往歴の調査 二 業務歴の調査 三 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 四 聴力の検査 五 その他医師が必要と認める検査	年一回	一 第四号に掲げる項目については、雇入れ又は当該業務への配置替えの際に二百五十ヘルツ、五百ヘルツ、二千ヘルツ、六千ヘルツ及び八千ヘルツの音に係る検査も実施する。
----------------------	---	-----	--

附則
この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社